

議案第 130 号 物品の購入について

「消防救急デジタル無線機器一式」の物品の購入について説明いたします。

2 ページをご覧ください。本件につきましては、「大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条に規定する、「議会の議決に付さなければならない財産の取得（予定価格 3 千万円以上の不動産若しくは動産の買い入れ）」に該当し、契約締結に際して、8 月市議会通常会議で議案を提出するものです。

3 ページをご覧ください。次に、物品売買契約の締結について説明させていただきます。購入する物品は、「消防救急デジタル無線機器一式」、物品概要は資料に記載のとおりでございます。

4 ページをご覧ください。契約方法は、一般競争入札で、令和 7 年 5 月 16 日に入札を行いました。契約金額は、税込、4 億 9 千 2 80 万円でございます。契約の相手方は、「朝日電気工業株式会社」で、仮契約を令和 7 年 5 月 20 日に締結し、納入期限は令和 8 年 3 月 31 日、納入場所は消防局通信指令課ほか 12 か所としてお

ります。

5 ページをご覧ください。開札結果につきましては、表にお示したとおり 1 者の入札がありました。契約金額は、税込、4 億 9 千 2 8 0 万円でございます。

6 ページをご覧ください。物品概要と消防救急デジタル無線の必要性について説明いたします。消防救急デジタル無線は、消防本部や消防署などに設置された無線基地局と消防車や救急車に装備された車載無線機との間で、消防・救急隊への指令、消防・救急隊から消防本部への報告などに使用されるもので、全国の消防本部で運用されており、消防・救急活動に必要不可欠なものです。

7 ページをご覧ください。現在使用している消防救急デジタル無線は平成 2 6 年 3 月から使用しており、耐用年数である 1 0 年を経過すると保守交換用部品の供給を受けられなくなる恐れがあり、故障すれば通信障害が発生する可能性が高い状態となります。

この問題を解消するため、全無線基地局の主要機器、全車両に積載している無線機、また隊員が携行する無線機を更新し、更には最新の機器を導入することにより機器の小型化、軽量化、受信感度を向上することで消防活動をより円滑に行うための機能強化を図るものです。

また、この事業の中で平成 21 年度に導入した署活無線機 50 台を更新します。

8 ページをご覧ください。主な更新物品については、基地局無線機 4 基地局分、車載無線機 61 台、携帯無線機 44 台、署活系無線機 50 台、署活系ハイブリッド無線機（IP 無線兼用）20 台です。

9 ページをご覧ください。機器の説明です。消防本部や消防署などに設置された無線機を基地局といいます。メイン基地局は南消防署にあり、メイン基地局の不感地帯を網羅するため、遠隔地の大石、葛川、藤尾の 3 箇所に進捗基地局を設けています。

10 ページをご覧ください。車載無線機は、消防車や救急車に装備された無線機です。携帯無線機は、現場の消防隊員や救急隊員が携行し、取り扱う無線機です。

11 ページをご覧ください。署活系無線機は消防隊員が携行し、災害現場の範囲内で、消防隊員間での通信を行うアナログ方式の無線機です。署活系ハイブリッド無線機は、消防救急デジタル無線の不感地帯を補完するため、携帯電話回線を使用した IP 無線を兼ね備えた署活系無線機です。

以上、概略ではありますが、説明とさせていただきます。